

# 解答編

情報教育研修

No \_\_\_\_\_ Name \_\_\_\_\_

## [ 著作権演習 ] ~ 学校編 15 問 ~

( 解答欄 )( 正解 )

- 1 先生が、授業で使うために、ある本の一部分を印刷して生徒に配った。授業で使うためなので、著作権者に許諾をとらなくてよい。

学校教育・社会教育の「非営利の教育機関」において、教員や講師が教材として使用する場合、許諾なしの使用が認められています。

- 2 社会の授業で、新聞に掲載されていたグラフと解説の部分をコピーし、授業用の資料プリントとして、生徒に配った。    
授業利用するので、著作権者の許諾をとらなくてよい。

問題 1 と同様に、許諾なしの使用が認められています。ただし、禁止表示がある場合を除きます。

- 3 職員会の中で、校長先生が新聞に掲載されていた記事の一部をコピーし、教職員に配った。教育用で利用するので、著作権者の許諾はとらなくてよい。

このケースは職員会での利用であり、授業の教材とは考えられません。また、著作権法の規定では、私的使用の目的のための複製は許容されていますが、この場合のような職務遂行のための複製は私的使用の範囲を超えていると考えられます。

- 4 運動会等で、プラカードや看板などに、ドラえものの絵を生徒が描いて使用した。生徒が手書きで描いたので、著作権者の許諾をとらなくてよい。

原則として許諾が必要ですが、授業の過程で複製する場合、例外的に許諾は必要ありません。

- 5 「鉄腕アトム」のイラストを自分のホームページに使用した。この行為は、作者である手塚治虫氏がすでに亡くなっているので、許諾をとらなくてよい。

手塚治虫は 1989 年 2 月 9 日に亡くなっていますので、2039 年 1 月 31 日まで著作権の保護期間があります。

- 6 生徒が美術の授業でポスターを描いた。授業中の作品なので著作権は学校にある。

児童・生徒が書いた絵や作文なども法的保護を受ける著作物となり得ます。

- 7 国語の授業で意見文を書かせた。ある生徒の作品を、担当の教員がその一部を手直ししてコンクールに応募した。この行為は、著作権法上問題ではない。

著作者人格権の「同一性保持」の侵害となります。

- 8 演奏会で吹奏楽班が演奏を行った。会場費の補助にするために、500円の入場料を取ったが、部員には報酬を支払わないので、著作権者に演奏の許諾をとらなくてよい。

許諾が必要ない場合は、非営利・無料・無報酬が原則です。この場合は料金を徴収していますので（有料）、許諾が必要です。

- 9 問題集の見本が学校に送られてきた。そのうちの数ページをコピーし、生徒の宿題プリントを作成した。この行為は教育機関における複製に当たるので、著作権法上問題ではない。

授業の過程での使用でも、一人一人購入して使用する出版物は許諾が必要になります。

- 10 定期テストの試験問題を作成する際、ある小説の一部を利用した。この場合、事前に本人に許諾を得る必要がある。

試験または検定のために他人の作品を使って問題を作成し配布する場合は、試験問題が漏洩する危険性があるため、事前に著作権者の許諾をとる必要はありません。ただし、事後に連絡を取るのがマナーです。また、営利目的の試験・検定の場合は、著作権者に補償金を支払う義務があります。

- 11 学校の放送番組で、CDを使って音楽を流すには、著作権者の許諾をとらなくてよい。

非営利・無料・無報酬である学校の放送は、著作権者の許諾を得る必要はありません。ただし、すでに有線放送のように使用料を払ってあるものを除き、喫茶店など有料の店舗でCDを使って音楽を流す場合は、事前にJASRAC（日本音楽著作権協会）と契約をする必要があります。

- 1 2 生徒が、インターネットを通じて他人の著作物をダウンロード（パソコン内に複製）し、パソコンの画面で当該著作物を見ることは、著作権者に許諾をとらなくてよい。

問題はありません。ホームページなどの画像は一度パソコンのメモリー上に複製され、それを画面に表示する仕組みです。

- 1 3 生徒が「調べ学習」のために、新聞記事をコピーして、他の生徒に配布する時は、著作権者である新聞社に許諾をとらなくてよい。

教員および児童・生徒が、授業の教材として使うために他人の作品を複製する場合は、許諾の必要がありません。これまでは複製が可能であったのは教員に限定されていましたが、平成16年1月より生徒・学習者も認められるようになりました。

- 1 4 A先生から個人で録画したテレビ番組を道徳資料として利用したところ、良い授業ができたとの話を聞いた。同じ学年のB先生もA先生から番組のビデオテープを借りて授業をすることは同一教育機関内なので著作権法上問題ではない。

教育番組などを複製して授業で利用する場合は、授業の過程の用に供するための複製であり、録画した先生自身が、非営利かつ無料で上映する場合に限り許容されます。したがって、録画していないB先生が上映するには、著作権者の許諾が必要です。尚、この点については補償金制度を導入する可能性を含め関係者間協議が行われています。

- 1 5 他人の著作物をパソコンで蓄積（複製）し、学校のホームページを作った上で、学校内のネットワーク（イントラネット）だけで生徒が利用できるような場合は、著作権者に許諾をとらなくてよい。

他人の著作物を私的使用目的で複製することは許容されています。しかし、ホームページに利用することは、それが限られたネットワークであっても、私的な使用範囲を超えていますので著作権者の許諾が必要です。